

# 「まさか自分が…」 詐欺にあわないために！

「振り込め詐欺」や「リフォーム詐欺」などの被害は、連日のように新聞やテレビなどで報道されています。「あれは人のことだよ」とか「自分は大丈夫」と思っている人も多いと思いますが、詐欺の手口はますます巧妙になり悪質化しています。ほかの人から教えてもらい、初めて詐欺にあっていることに気づいたケースもたくさんあるようです。

本市でも被害にあった人や相談に訪れる人が非常に多くなっています。詐欺の対処方法や相談窓口、情報の確認など普段から万一のときに備えるとともに、自分だけでなく、周りの人も詐欺にあわないよう、みんなで気をつけて安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。

## 詐欺は身近に迫っています！

### 振り込め詐欺

#### 1. オレオレ詐欺

(事例)「〇〇警察の▲▲です。お宅のご主人が電車内で痴漢をして逮捕されました。相手の人が示談に応じるかといっていますので、すぐに〇〇万円振り込んでください。」

#### 2. 架空請求詐欺

(事例)「料金未納分訴訟最終通告書」などと書かれたはがきが送付され、不安になり連絡先に電話をし、身に覚えがない旨を告げ自分の連絡先を教えた。その後、弁護士を名乗る男が、「それは架空請求の悪質業者で、いま被害者の会を作って裁判をしています。あなたも入会してください。そうしないと全財産が奪われてしまいますよ」と言われ、裁判費用などについて架空の請求をされる。

### 被害にあわないためには

1. とにかく落ち着きましょう。家族が犯罪に巻き込まれたと思うと、落ち着くのは難しいのですが、まず冷静に。
2. 事実かどうか確認することが先決です。携帯電話の番号や勤務先、友人の連絡先などを把握して、いつでも連絡を取れるようにしましょう。
3. 警察官が示談の仲介をするようなことはありません。また、弁護士が事故などの解決のために、発生直後に示談金の振込みを勧めることもありません。
4. お金を振り込む前に、自分の家族や親戚または警察に相談しましょう。脅迫するような言い回しで振込みを急がせますが毅然とした態度で対応し、すぐに警察に通報しましょう。

### リフォーム詐欺

(事例)訪問してきたセールスマンに「屋根を見せてください」と言われた。屋根の状態を撮影したというビデオを見せられ、「お宅の屋根瓦にヒビが入っています。地震がきたら瓦が落ちて危険です。今ならキャンペーン中なので、300万円のところ200万円でいいですよ」と言われ、「家族と相談して決めます」といったところ、「すぐ契約すると階段の手すりをサービスします」と得した気分に乗せられ、ローンを組んで契約させられた。

### 被害にあわないためには

1. 良心的なリフォーム会社が営業活動をしている場合もあり、リフォームの営業自体は犯罪ではなく、その見分けは難しいのが現実です。
2. 本当に修理が必要なのか、ほかの業者の意見を聞くという意味を示しましょう。しつこく契約を勧めるようであれば警察へ通報しましょう。
3. クーリングオフと呼ばれる制度があります。これは特定の物品を購入した場合でも、一定の期間内であれば契約を解除できる制度です。例えば、住宅リフォーム工事も法定の契約書面の交付日から8日以内であれば契約を解除することができます。

## おかしいと思ったら相談を！

「詐欺ではないか」「不要なものを買ったが、契約解除したい」など、お困りの際はそれぞれの相談窓口へご連絡ください。

悪質商法や不当請求、クーリングオフの方法など消費生活に関する相談は

くらし110番相談窓口(市役所本庁舎1階)  
**■連絡先** 市役所開庁時間(平日の8時30分～午後5時30分) ☎(0857)20-4894 / 市役所閉庁時間(平日の午後5時30分～午後10時、土・日・祝・年末年始 午前8時30分～午後10時)  
 ☎090-8715-9280

鳥取県消費生活センター(鳥取県庁第2庁舎2階)  
**■連絡先** 県庁開庁時間(平日の8時30分～午後5時30分) ☎(0857)26-7605・26-7604

詐欺にあったと思われる、しつこい勧誘などは

鳥取警察署(青葉町三丁目)  
**■連絡先** ☎(0857)21-0110